

# 適合証明業務約款

日本タリアセン株式会社

申請者（以下「甲」という。）及び日本タリアセン株式会社（以下「乙」という。）は、独立行政法人住宅金融支援機構法（以下「機構法」という。）及びこれに基づく、建築基準法等の関係法令等を遵守し、この約款（申請書及び引受承諾書を含む。以下同じ。）及び乙が定める「適合証明業務規程」（以下「規程」という。）に定められた事項を内容とする契約（以下「この契約」という。）を履行する。

#### （甲の責務）

- 第1条 甲は、乙が適合証明業務の遂行に必要な範囲内において、引受承諾書に定められた業務の対象（以下「対象住宅」という。）の計画、施工方法その他必要な情報を遅滞なくかつ正確に乙に提供しなければならない。
2. 甲は、乙が適合証明業務を行う際に、対象住宅、対象住宅の敷地又は工事現場に立ち入り、業務上必要な調査又は検査を行うことができるよう協力しなければならない。
  3. 甲は、乙が別に定める適合証明業務手数料規程（以下「手数料規程」という。）に基づき算定された額の手数料を、第4条に規定する日（以下「支払期日」という。）までに支払わなければならない。
  4. 甲は、乙の適合証明業務において、対象住宅の計画に関し乙がなした機構法等への不適合の指摘に対し、速やかに申請図書の修正又はその他の必要な措置をとらなければならない。

#### （乙の責務）

- 第2条 乙は、善良なる管理者の注意義務をもって、引受承諾書に定められた業務を次条に規定する業務期日までに行わなければならない。
2. 乙は、甲から乙の業務方法について説明を求められたときは、速やかにこれに応じなければならない。

#### （業務期日）

- 第3条 乙の業務期日は、対象住宅の規模等に応じた標準的な業務の処理期間を定め、甲へ提示する。
2. 乙は、甲が第1条に定める責務を怠った時、その他不可抗力により、業務期日までに業務を完了することができない場合には、甲に対しその理由を明示の上、業務期日の延期を請求することができる。
  3. 甲が、乙にその理由を明示し書面でもって業務期日の延期を申し出た場合で、乙がその理由が正当であると認める場合には、乙は業務期日の延期をすることができる。
  4. 第2項及び第3項の場合において、必要と認められる業務期日の延期その他の必要事項については甲・乙協議して定める。

#### （手数料の支払期日）

- 第4条 甲の支払期日は、乙が発行する請求書に記載された支払期日とする。なお、振込みに係る費用は甲の負担とする。
2. 甲と乙は、別途協議により合意した場合には、他の期日を取り決めることが出来る。

#### （手数料の支払方法）

- 第5条 甲は、手数料規程に基づく手数料を、前条の支払期日までに、乙の指定する銀行口座に振込み

の方法で支払うものとする。

2. 甲と乙は、協議により合意した場合には、別の支払方法をとることができる。

#### (通知書の交付)

第6条 乙は、適合証明業務にあたり、設計検査の結果、対象住宅の計画が独立行政法人住宅金融支援機構（以下「機構」という。）の基準に適合すると認めるときは、甲に対して設計検査に関する通知書を交付する。

2. 乙は、前項にあたり、対象住宅の計画が機構の基準に適合しないと認めるときは、甲に対してその旨及び理由を適合しない旨の通知書をもって通知する。
3. 乙は、適合証明業務にあたり、中間現場検査又は竣工現場検査の結果、対象住宅及び対象住宅の敷地が機構の基準に適合すると認めるときは、甲に対して中間現場検査に関する通知書又は竣工検査に関する通知書・適合証明書を交付する。
4. 乙は、前項にあたり、対象住宅及び対象住宅の敷地が機構の基準に適合しないと認めるときは、甲に対してその旨及び理由を適合しない旨の通知書をもって通知する。
5. 乙は、既存住宅に係る適合証明業務にあたり、適合証明等の調査及び審査の結果、対象住宅及び対象住宅の敷地が機構の基準に適合すると認めるときは、甲に対して中古住宅適合証明書を交付する。
6. 乙は、前項にあたり、対象住宅及び対象住宅の敷地が機構の基準に適合しない場合又は建築基準法等により是正命令があり必要な措置が講じられていない場合は、甲に対してその旨を連絡する。  
乙は甲と協議の結果、融資対象外になる場合等で調査判定を中止する場合は、物件調査に関する通知書及び物件調査概要書を交付する。
7. 乙は、リフォーム工事に係る適合証明業務にあたり、検査の結果、対象住宅が適合すると認めるときは、甲に対して住宅改良工事適合証明書を交付する。
8. 乙は、前項にあたり、対象住宅が適合しないと認めるときは、甲に対してその旨及び理由を適合しない旨の通知書をもって通知する。

#### (検査に関する通知書・適合証明通知書交付前までの計画変更)

第7条 甲は、検査に関する通知書・適合証明通知書の交付前までに甲の都合により対象住宅の計画を変更する場合は、速やかに乙に通知するとともに、変更部分の適合証明申請関係図書を乙に提出しなければならない。

2. 乙が、前項の変更を大規模なものと認められた場合にあっては、甲は、当初の申請を取り下げ、別件として改めて乙に申請をしなければならない。
3. 前項に規定する申請の取り下げがなされた場合は、次条第2項の契約解除があったものとする。

#### (甲の解除権)

第8条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、乙に書面をもって通知することによりこの契約を解除することができる。

- (1) 乙が、正当な理由なく、適合証明業務を第3条第1項に定める業務期日までに完了せず、又その見込みのないとき

- (2) 乙がこの契約に違反したことにつき、甲が相当期間を定めて催告してもなお是正されないとき
2. 前項に規定する場合のほか、甲は、乙の業務が完了するまでの間、いつでも乙に書面をもって申請を取り下げる旨を通知してこの契約を解除することができる。
3. 第1項の契約解除の場合、甲は、手数料が既に支払われているときはこれの返還を乙に請求することができる。また、甲は、その契約解除によって生じた損害について、その賠償の責めに任じないものとする。
4. 第1項の契約解除の場合、前条に定めるほか、甲は、損害を受けているときは、その賠償を乙に請求することができる。
5. 第2項の契約解除の場合、乙は、手数料が既に支払われているときはこれを甲に返還せず、また当該手数料がいまだ支払われていないときはこれの支払を甲に請求することができる。
6. 第2項の契約解除の場合、前項に定めるほか、乙は、損害を受けているときは、その賠償を甲に請求することができる。

#### (乙の解除権)

第9条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、甲に書面をもって通知することによりこの契約を解除することができる。

- (1) 甲が、正当な理由なく、手数料を第4条第1項に定める支払期日までに支払わないとき
- (2) 甲がこの契約に違反したことにつき、乙が相当期間を定めて催告してもなお是正されないとき
- (3) 甲の責めに帰すべき事由により業務期日に検査に関する通知書・適合証明通知書を交付することができないとき
2. 前項の契約解除の場合、乙は、手数料が既に支払われているときはこれを甲に返還せず、また当該手数料がいまだ支払われていないときはこれの支払を甲に請求することができる。さらに、乙は、その契約解除によって甲に生じた損害について、その賠償の責めに任じないものとする。
3. 第1項の契約解除の場合、前項に定めるほか、乙は、損害を受けているときは、その賠償を甲に請求することができる。

#### (乙の免責)

第10条 乙は、適合証明業務を実施することにより、甲の申請に係る住宅が建築基準法並びにこれらに基づく命令及び条例の規定に適合することを保証しないものとする。

2. 乙は、適合証明業務を実施することにより、甲の申請に係る住宅に瑕疵がないことを保証しないものとする。
3. 乙は、甲が提出した適合証明業務に係る図書に虚偽があることその他に事由により、適切な適合証明業務を行うことができなかつた場合は、当該適合証明業務の結果に責任を負わないものとする。

#### (秘密保持)

第11条 乙は、この契約に定める業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

2. 前項の規定は、以下に掲げる各号のいずれかに該当するものには適用しない。
  - (1) 公的な機関から開示を求められた場合

- (2) 既に公知の情報である場合
- (3) 甲が、秘密情報でない旨書面で確認した場合

**(別途協議)**

第12条 この契約に定めのない事項及びこの契約の解釈につき疑義を生じた事項については、甲及び乙は信義誠実の原則に則り協議の上定めるものとする。

**(附則)**

この規程は、平成 29 年 7 月 1 日より施行する。

平成 29 年 7 月 1 日 制定